



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課) 1

○ 告示

75 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 2

76 生活保護法による指定医療機関の休止 (") 3

77 一般競争入札による落札者の決定 (医務課) 3

78 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課) 3

79 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課) 4

80 木材業者等の登録 (林業振興課) 4

81 保安林の指定 (森林整備課) 4

82 " (") 5

83 " (") 5

84 保安林予定森林 (") 5

85 " (") 6

86 " (") 6

87 保安林の指定施業要件変更 (") 7

88 " (") 7

89 " (") 8

90 特定第1号漁業者の同意 (水産振興課) 8

91 特定第2号漁業者の同意 (") 8

92 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課) 9

93 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 9

94 宅地建物取引業法による聴聞 (公共建築課) 10

○ 公告

和歌山交通公園の指定管理者の指定 (県民生活課) 10

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定 (医務課) 10

○ 監査公表

監査公表第1号 10

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（広域防災拠点要員）

第13条 救援物資の集積拠点及び防災関係機関の活動拠点として別表第6に掲げる広域防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の初動体制確立及び運営のため、広域防災拠点要員を置く。

2 広域防災拠点要員は、広域防災拠点の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

3 広域防災拠点要員は、第5条から第8条までの規定にかかわらず、別に定める業務に従事するものとする。この場合において、広域防災拠点要員が、緊急防災要員を併せて任命されたときは、緊急防災要員の業務に従事するものとし、当該緊急防災要員の業務が終了した後に広域防災拠点要員の業務に従事するものとする。

別表第2総務部の部人事職員班の項中「監察査察課副課長」を「総括監察査察員」に改め、「災害対策基本法」の次に「（昭和36年法律第223号）」を加え、同表環境生活部の部青少年・男女共同参画班の項中「青少年活動センター及び」を削り、同項事務分掌の欄中3及び4を削り、5を3とし、6を4とし、同表福祉保健部の部中「技監」を削り、同部（幹事班）福祉保健総務班の項中「災害救助法」の次に「（昭和22年法律第118号）」を加え、「被災者生活再建支援制度等」を「被災者生活再建支援法（平成10年法律第6号）」に改め、同部医務班の項事務分掌の欄中2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、6を4とし、7を5とし、同表商工観光労働部の部（幹事班）商工観光労働総務班の項中「小規模企業者等設備導入資金助成法」の次に「（昭和31年法律第115号）」を加え、同表県土整備部の部道路班の項事務分掌の欄中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第13条関係）

広域防災拠点の名称及び所在地

名 称	所 在 地
コスモパーク加太	和歌山市加太2362番地の1、2362番地の8及び2362番地の12
和歌山ビッグホエール	和歌山市手平二丁目1番地の1
旧南紀白浜空港跡地	西牟婁郡白浜町2926番地
和歌山県南紀スポーツセンター	田辺市明洋一丁目3番地の10
田辺市グリーン球場	田辺市元町859番地
新宮市民運動競技場及び新宮市立佐野体育館	新宮市佐野1501番地
橋本市運動公園及び和歌山県立橋本体育館	橋本市北馬場454番地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田歯 24-60	榎本かおる歯科医院	田辺市湊600-6	平成 22. 10. 15

和歌山県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
有医 75-1	医療法人みおつくし会 塩路医院	有田郡広川町広308-3	平成 22. 11. 1

和歌山県告示第77号

平成22年度和歌山県立こころの医療センターMRI装置の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
MRI装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立こころの医療センター総務課
和歌山県有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝メディカルシステムズ株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市福町37番地
- 5 落札金額
179,550,000円（うち消費税及び地方消費税の額 8,550,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年11月9日

和歌山県告示第78号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業系我町新池地区
- 2 確定年月日 平成20年5月29日
- 3 工事を完了した時期 平成22年12月2日

和歌山県告示第79号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第562号	混合有機質肥料	97獣動物混合肥料	窒素全量9.0 りん酸全量7.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807	平成22.12.21
和歌山県第563号	混合有機質肥料	89獣動物混合肥料	窒素全量8.0 りん酸全量9.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成22.12.21
和歌山県第564号	混合有機質肥料	710獣動物混合肥料	窒素全量7.0 りん酸全量10.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成22.12.21

和歌山県告示第80号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
5003	5004		平成22.12.6	御坊市名屋町1丁目3の7番地	中井材木店 中井雅人	木材・製材	御坊市名屋町191-2番地

和歌山県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字檜原字大小麦1297、1298、1298の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第82号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町大柳字土尻23、29から31まで、36

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字土尻31（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第83号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町西向字大浦郷1304の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大浦郷1304の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第84号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字杉野原字中畑296の1、330、331、337、337の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第85号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字上垣内880の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上垣内880の7（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第86号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字亀石798
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字弓オロシ917、918、字栗ノ木921の1（次の図に示す部分に限る。）、921の4から921の9まで、字櫛本922、922の1、923から927まで、935、936、957の4、957の6から957の24まで

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字窪1885の1から1885の6まで、1886、1886の2、1886の3、1887の3、1888、1888の2、1889、字垣立2198の2、2212の2から2212の5まで、2213、2214、2214の2、2215から2219まで、2220の1から2220の5まで、2221の1、2221の2、2221の4から2221の11まで、2221の14から2221の17まで、2222の12

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字胡桃谷1286、1288、字滝谷1566の1、1566の5、1566の6、1567の1、1567の4、1567の5
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第90号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第1号漁業者の同意について、同法第105条の2第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
あわび上野	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町潮岬	あわびをとる漁業
あわび出雲	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町出雲	あわびをとる漁業
あわび檜野	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町檜野	あわびをとる漁業

和歌山県告示第91号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
南紀第4	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町檜野	ぶり定置及びその他大型定置漁業

和歌山県告示第92号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成23年1月7日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業 3・3・9号西脇山口線（六十谷）

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東下村下谷川（4-364-1-050）、東下村谷中川（4-364-1-051）、東下村谷上川（4-364-1-052）、下村谷川（4-364-1-053-1）、下村谷川（4-364-1-053-2）、西下村谷川（4-364-1-054）、西下村上谷川（4-364-1-055）、西下村中谷川（4-364-2-064）、西下村下谷川（4-364-2-065）、一ノ瀬谷川（4-364-2-058-1）、一ノ瀬谷川（4-364-2-058-2）、堂の奥谷川（4-364-2-059）、寺の奥谷川（4-364-2-060）、山谷川（4-364-1-048）、中井谷川（4-364-2-061）、東原上川（4-364-4-001）、沼田（180）、西ヶ峯（175）、壺之瀬（Ⅰ-799）、中村坪（1）（Ⅰ-800）、上東原（Ⅰ-801）、修理川（Ⅰ-3776）、中村坪（2）（Ⅰ-3778）、修理川（1）（Ⅱ-3382）、修理川（2）（Ⅱ-3384）、修理川（3）（Ⅱ-3385）、修理川（4）（Ⅱ-3388）、修理川壺ノ瀬（1）（Ⅱ-3389）、修理川中井坪（Ⅱ-3390）、修理川（5）（Ⅱ-3391）、修理川（6）（Ⅱ-3392）、修理川（7）（Ⅱ-3393）、修理川（8）（Ⅱ-3394）、修理川（9）（Ⅱ-3395）、修理川（10）（Ⅱ-3396）、修理川（11）（Ⅱ-3397）、修理川（12）（Ⅱ-3398）、修理川（13）（Ⅱ-3399）、修理川壺ノ瀬（2）（Ⅲ-1641）、修理川上東原（Ⅲ-1642）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第94号

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第65条第1項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成23年2月7日（月）午後1時30分から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館4階 401会議室
- 3 被聴聞者（宅地建物取引業者）
 - (1) 商号 カネイ設備工業株式会社
 - (2) 代表者氏名 岩本隆博
 - (3) 事務所所在地 和歌山県和歌山市築港三丁目6番地
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事（8）第2110号
 - (5) 免許年月日 平成20年2月4日

公 告

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条の規定により、和歌山交通公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県交通安全協会
和歌山県和歌山市西1番地
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）第8条の規定により、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 社団法人和歌山県歯科医師会
和歌山県和歌山市築港一丁目4番地の7
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を執行し、和歌

山県知事に勧告していたが、その勧告に基づく措置について通知があったので、同条第9項の規定により公表する。

平成23年1月21日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

(通知文)

労 第 514号
平成22年12月27日

和歌山県監査委員 楠 本 隆 様
和歌山県監査委員 足 立 聖 子 様
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎 様
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹 様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

住民監査請求に係る監査結果（勧告）に対する措置について（通知）

平成22年10月1日付け和監委第76号で通知のあった標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、講じた措置を下記のとおり通知します。

記

1 勧告の内容

平成15年度から平成20年度の貸付料は、和歌山市に交付した交付金相当額が転嫁されておらず、また、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年和歌山県条例第2号）第4条の適用がなされていない限り、地方自治法第237条に規定する適正な対価とは認められないので、これを是正すべく、適切な措置を講じるよう勧告する。

2 措置状況

上記勧告に基づき、平成15年度から平成20年度までの交付金相当額を入居団体から回復するべく交渉し、合意に達した。

【回復手段】

平成23年度からの貸付料を値上げすることにより、30年間をかけて、貸付料の値上げ分をもって、実質的に当該交付金相当額を回復する。